

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2022年2月10日

【四半期会計期間】 第24期第1四半期(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

【会社名】 株式会社まぐまぐ

【英訳名】 Magmag, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 松田 誉史

【本店の所在の場所】 東京都品川区西五反田三丁目12番14号 西五反田プレイス8階

【電話番号】 03-5719-5703

【事務連絡者氏名】 取締役CSO 山川 英治

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区西五反田三丁目12番14号 西五反田プレイス8階

【電話番号】 03-5719-5703

【事務連絡者氏名】 取締役CSO 山川 英治

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部 【企業情報】

### 第1 【企業の概況】

#### 1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第23期 第1四半期 累計期間	第24期 第1四半期 累計期間	第23期
会計期間	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	自 2021年10月1日 至 2021年12月31日	自 2020年10月1日 至 2021年9月30日
売上高 (千円)	168,920	154,366	666,031
経常利益 (千円)	37,317	12,279	127,106
四半期(当期)純利益 (千円)	25,711	8,084	86,940
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)			
資本金 (千円)	310,531	311,482	311,482
発行済株式総数 (株)	2,770,000	2,773,800	2,773,800
純資産額 (千円)	1,308,963	1,360,762	1,372,094
総資産額 (千円)	1,498,095	1,570,150	1,575,854
1株当たり四半期 (当期)純利益 (円)	9.32	2.91	31.39
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益 (円)	8.66	2.79	29.44
1株当たり配当額 (円)			7.00
自己資本比率 (%)	87.4	86.7	87.1

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社がないため記載しておりません。
4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当第1四半期会計期間の期首から適用しており、当第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

### 2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

#### (1) 経営成績の分析

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染拡大による経済活動の停滞から持ち直す動きが一部で見られる中、依然として不安定な状態で推移いたしました。国内外においても、ワクチン接種が促進されるなどを背景に改善の傾向が見られる一方、変異株等の感染拡大の懸念などにより経済は先行きが不透明な状態が続いております。

当社を取り巻く事業環境において、プラットフォーム事業が属する静止画・テキストコンテンツ市場につきましては、「デジタルコンテンツ白書2021」（一般社団法人デジタルコンテンツ協会）によると2020年市場規模は前年比96.4%の3兆1,126億円となりました。また、当社のメディア広告事業が属するインターネット広告市場につきましては「2020年日本の広告費」（株式会社電通）によると2020年のインターネット広告費（インターネット広告媒体費のみ）は前年比105.6%の1兆7,567億円となり、前年に引き続き高い成長率で推移しております。

当第1四半期累計期間における当社の業績は、売上高は154,336千円（前年同期比8.6%減）、営業利益は12,279千円（前年同期比67.6%減）、経常利益は12,279千円（前年同期比67.1%減）、四半期純利益は8,084千円（前年同期比68.6%減）となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

#### プラットフォーム事業

プラットフォーム事業においては、メルマガ配信プラットフォーム「まぐぐ！」および記事販売プラットフォーム「mine」が属しております。

当セグメントの軸である有料メルマガサービスに関して、メディア広告事業と連携してクリエイターの獲得を促進しております。また、ライブ配信サービス「まぐぐ！ Live」に関して、有料メルマガクリエイターによるライブ配信の利用促進を進めてまいりました。加えて、ユーザーインターフェースの改善に継続的に取り組んでいくことにより、プラットフォームの利便性の改善およびユーザビリティの向上に努めております。

その結果として、プラットフォーム事業の売上高は84,198千円（前年同期比7.7%減）、セグメント利益は37,844千円（前年同期比22.6%減）となりました。

#### メディア広告事業

メディア広告事業においては、Webメディアの運営および「Webメディアコンテンツ」・「メルマガコンテンツ」の広告枠販売サービスが属しております。

Webメディアにおいては、自社メディア「MAG2 NEWS（まぐぐニュース）」「MONEY VOICE（マネーボイス）」「TRiP EDiTOR（トリップエディター）」「by them（バイゼム）」の知名度およびユーザー満足度の向上を模索してまいりました。新規ライターの新規獲得や話題性のある記事を数多く掲載し、「TRiP EDiTOR（トリップエディター）」「by them（バイゼム）」のPVおよびUU数が好調に推移した一方で、新型コロナウイルスの影響により企業の広告出稿が縮小したことで、広告単価が依然として低い水準となっております。また、Webメディアコンテンツ・メルマガコンテンツの広告枠販売においては、新型コロナウイルスの影響で広告需要が減少する影響を受けつつも、需要の高まりのある業種を中心に広告販売を強化する取り組みにより改善を図りました。

その結果として、メディア広告事業の売上高は69,770千円（前年同期比10.2%減）、セグメント利益は30,923千円（前年同期比30.8%減）となりました。

#### その他事業

その他事業においては、イベント企画等が属しております。イベント企画は有料メルマガクリエイターの活動の支援と促進を目的としています。当社がメルマガクリエイターの活動を支援し、活性化のサポートをすることで、メルマガクリエイターの知名度と信頼性を向上させ、ブランディングに貢献しております。

当第1四半期累計期間においては、有料メルマガクリエイターを講師に迎えた講演会・イベント等を1件開催しております。今後の実施につきましては、引き続き新型コロナウイルス感染拡大の状況を考慮した上で慎重に検討してまいります。

その結果として、その他事業の売上高は397千円、セグメント損失は287千円となりました。

### (2) 財政状態の分析

#### (資産)

当第1四半期会計期間末における総資産につきましては、前事業年度末に比べ5,704千円減少し、1,570,150千円となりました。これは主に、現金及び預金の減少46,191千円、無形固定資産の増加41,026千円によるものであります。

#### (負債)

当第1四半期会計期間末における負債につきましては、前事業年度末に比べ5,627千円増加し、209,388千円となりました。これは主に、その他流動負債の増加24,103千円、未払法人税等の減少19,722千円によるものであります。

#### (純資産)

当第1四半期会計期間末における純資産合計は、前事業年度末に比べ11,332千円減少し、1,360,762千円となりました。これは主に、配当金の支払いにより利益剰余金が19,416千円減少したこと並びに四半期純利益の計上により利益剰余金が8,084千円増加したことによるものであります。

### (3) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、当社の経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

### (4) 事業上および財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

### (5) 研究開発活動

該当事項はありません。

## 3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

### 第3 【提出会社の状況】

#### 1 【株式等の状況】

##### (1) 【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	8,800,000
計	8,800,000

###### 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2022年2月10日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	2,773,800	2,795,200	東京証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 単元株式数は100株であります。
計	2,773,800	2,795,200		

##### (2) 【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

###### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

##### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

##### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2021年12月31日		2,773,800		311,482		428,982

(5) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（2021年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)			
完全議決権株式(その他)	(普通株式) 2,772,300	27,723	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	1,500		
発行済株式総数	2,773,800		
総株主の議決権		27,723	

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4 【経理の状況】

### 1 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第63号)に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)および第1四半期累計期間(2021年10月1日から2021年12月31日まで)に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

### 3 四半期連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

## 1 【四半期財務諸表】

## (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年9月30日)	当第1四半期会計期間 (2021年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,330,485	1,284,293
売掛金	104,285	104,475
前払費用	12,029	10,846
その他	349	369
流動資産合計	1,447,150	1,399,985
固定資産		
有形固定資産	6,205	5,685
無形固定資産	103,595	144,622
投資その他の資産	18,902	19,857
固定資産合計	128,704	170,165
資産合計	1,575,854	1,570,150
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	14,327	16,816
未払法人税等	25,913	6,190
預り金	99,278	98,036
その他	64,240	88,344
流動負債合計	203,760	209,388
負債合計	203,760	209,388
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	311,482	311,482
資本剰余金	506,241	506,241
利益剰余金	554,371	543,039
株主資本合計	1,372,094	1,360,762
純資産合計	1,372,094	1,360,762
負債純資産合計	1,575,854	1,570,150

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
売上高	168,920	154,366
売上原価	63,569	74,776
売上総利益	105,351	79,589
販売費及び一般管理費	67,488	67,310
営業利益	37,863	12,279
営業外費用		
上場関連費用	546	
営業外費用合計	546	
経常利益	37,317	12,279
税引前四半期純利益	37,317	12,279
法人税等	11,605	4,194
四半期純利益	25,711	8,084

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	
(会計方針の変更)	
(収益認識に関する会計基準等の適用)	
<p>「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。</p> <p>収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当第1四半期会計期間の利益剰余金期首残高に与える影響はありません。また、収益認識会計基準等の適用による当第1四半期累計期間の損益に与える影響はありません。</p> <p>なお、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第1四半期累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載しておりません。</p>	
(時価の算定に関する会計基準等の適用)	
<p>「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当第1四半期会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。これによる四半期財務諸表に与える影響はありません。</p>	

(四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理)

当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)	
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。

なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
減価償却費	5,751千円	8,146千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

1. 配当金支払額

該当事項はありません。

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

当社は、2020年10月20日を払込期日とする有償第三者割当(オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資)による新株式の発行30,000株により、資本金および資本準備金がそれぞれ11,178千円増加しております。また、新株予約権の行使が行われ、資本金および資本剰余金がそれぞれ1,875千円増加しております。

これらの結果、当第1四半期会計期間末において、資本金が310,531千円、資本剰余金が505,290千円となっております。

当第1四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年12月22日 定時株主総会	普通株式	19,416	7.00	2021年9月30日	2021年12月23日	利益剰余金

2. 基準日が当第1四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3. 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	プラットフォーム	メディア広告	計		
売上高					
外部顧客への売上高	91,190	77,730	168,920		168,920
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	91,190	77,730	168,920		168,920
セグメント利益	48,878	44,709	93,588		93,588

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、イベント企画等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額および当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	93,588
全社費用(注)	55,725
四半期損益計算書の営業利益	37,863

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第1四半期累計期間(自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)

1. 報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注)	合計
	プラットフォーム	メディア広告	計		
売上高					
外部顧客への売上高	84,198	69,770	153,969	397	154,366
セグメント間の内部売上高 又は振替高					
計	84,198	69,770	153,969	397	154,366
セグメント利益又は損失( )	37,844	30,923	68,767	287	68,479

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、イベント企画等を含んでおります。

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額および当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	68,767
「その他」の区分の損失( )	287
全社費用(注)	56,200
四半期損益計算書の営業利益	12,279

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

前事業年度より、各報告セグメントの業績をより適切に把握するため、従来、各報告セグメントに対応させていなかった全社費用の一部を、合理的な算定方法に基づき各報告セグメントに対応させております。そのため、前第1四半期累計期間のセグメント情報につきましては、変更後の区分方法により作成したものを記載しております。

また、会計方針の変更に記載のとおり、当第1四半期会計期間の期首から収益認識会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

なお、当該変更が報告セグメントごとの売上高および利益又は損失の金額に関する情報に与える影響はありません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益および算定上の基礎ならびに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益および算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年10月1日 至 2021年12月31日)
(1) 1株当たり四半期純利益	9.32円	2.91円
(算定上の基礎)		
四半期純利益(千円)	25,711	8,084
普通株主に帰属しない金額(千円)		
普通株式に係る四半期純利益(千円)	25,711	8,084
普通株式の期中平均株式数(株)	2,759,500	2,773,800
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	8.66円	2.79円
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)		
普通株式増加数(株)	210,180	118,883
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要		

2 【その他】

該当事項はありません。

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2022年2月10日

株式会社まぐまぐ  
取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 野村 聡

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 米林 喜一

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 橋爪 剛

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社まぐまぐの2021年10月1日から2022年9月30日までの第24期事業年度の第1四半期会計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年10月1日から2021年12月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社まぐまぐの2021年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。